

届 出 書

宅地建物取引業法第 50 条第 2 項の規定により、下記の場所について、下記の事項を届け出ます。

平成 年 月 日

地方整備局長
愛 知 県 知 事 殿

商号又は名称
国土交通大臣
免許証番号 () 第 号
知事
代表者氏名 印

1 所在地	届出の対象となる案内所、 展示会等の場所		名 称		
			所在地	電話番号	
2 業務の内容	業務の種類別		(1) 売買 (2) 交換 (3) 代理 (4) 媒介		
	業務の様 様		(1) 契約の締結 (2) 契約の申込みの受理		
2 業務の内容	取り扱う 宅地建物 の内容等	売主である宅地建物取引 業者の商号又は名称		(商号又は名称) 国土交通大臣 () 号 知事	
		物件の 種類等	名 称		
			所 在 地		
			宅 地	区画 敷地面積の合計	m ²
			戸 建 住 宅	戸 延べ面積の合計	m ²
区分所有建物	戸 延べ面積の合計	m ²			
3 業務を行う期間	平成 年 月 日 から 平成 年 月 日まで				
4 専任の宅地建物 取引士に関する 事項	氏 名		登 録 番 号		

備 考

1 「1 所在地」関係

「届出の対象となる案内所、展示会等の場所」の欄は、規則第6条の2各号に該当する場所の名称、所在地及び電話番号を記入すること。

2 「2 業務の内容」関係

① 「業務の種別」の欄は、届出をしようとする者が行おうとする業務の内容について該当するものの番号を○で囲むこと。

② 「業務の様態」の欄は、案内所、展示会等（以下「案内所等」という。）の場所で行う業務の様態について該当するものの番号をすべて○で囲むこと。

③ 「売主である宅地建物取引業者の商号又は名称等」の欄は、届出をしようとする者が売主の場合にあっては共同で売主となる者を、代理又は媒介をしようとする者の場合にあっては取り扱う物件の売主業者の「商号又は名称」及び「免許証番号」をすべて記入すること。

3 「4 専任の宅地建物取引士に関する事項」関係

案内所等に派遣するすべての専任の宅地建物取引士の氏名及び登録番号を記入すること。

(添付図書)

案内図 案内所、展示会等の場所を明示する。

(参 考)

平成7年4月19日に法律が次のように改正されました。

○ 契約締結等を予定していない案内所の開設についての届出の廃止

宅地建物取引業法第50条第2項の規定により開設する際の届出が必要とされている事務所以外の場所（契約締結等を予定せず、専任の宅地建物取引士の設置義務のない場所）については、その届出を廃止することとしたが、消費者保護の観点から引き続き所要の標識の掲示は行うこと。